

# 配偶者暴力防止法が変わりました！

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が、平成19年7月11日に改正され、平成20年1月11日から施行されました。

③被害者の親族なども接近禁止命令の対象となります。

①生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申し立てができます。

配偶者から生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、将来、配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命または身体に対する重大な危害を受け、おそれが大きいと認められるときにも、裁判所は保護命令を発することができるようになりました。

②被害者に対する電話・電子メールなどが禁止されます。

被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の申し立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、裁判所は配偶者に対し、被害者に対する以下のいずれの行為も禁止する保護命令を発することができますようになりました。

- ① 面会の要求
- ② 行動の監視に関する事項を告げることなど
- ③ 著しく粗野・乱暴な言動
- ④ 無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ 夜間（午後10時～午前6時）の電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ 汚物・動物の死体など著しく不快または嫌悪の情を催させる物の送付など
- ⑦ 名誉を害する事項を告げることなど
- ⑧ 性的羞恥心を害する事項を告げることなど、または性的羞恥心を害する文書・図面の送付など

配偶者が被害者の親族などの住居に押しかけて著しく粗野・乱暴な言動を行っていることなどの事情があることから、被害者が配偶者と面会せざるを得なくなることを防止するため、必要があると認めるときは、裁判所は、被害者の申し立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の親族などへの接近禁止命令を発することができますようになりました。

## 【この法律が制定されたねらい】

日本においては、憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取り組みが行われています。

ところが配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む）からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった歴史があります。

配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなります。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要であります。

そのため、この法律は配偶者からの暴力に係わる通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的としています。



◀女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク（夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力根絶に向けたシンボルマークです）

配偶者からの暴力被害者支援情報サイト  
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>